主 本件上訴権回復の請求を棄却する。 理 由

よつて按ずるに前記被告事件の記録並に申立人の疏明に徴すると、福岡高等裁判所において、昭和二十七年十一月十八日該事件の控訴審の第一回公判が開廷され、該期日に被告人である申立人は出頭せず、弁護人のみ出頭して弁論は終結され、判決宣告期日を同年十一月二十七日午前九時と指定されて、被告人に対し該期日の召喚状が書留郵便に付して送達されたところ、右期日に被告人は不出頭で、弁護人のみ出頭して、判決の宣告がなされたことが明かであり、前記第二回公判期日の被告人に対する召喚状に、判決の宣告をする公判であることの記載が漏れていたことが窺われないでもない。

でよって、刑事訴訟法は判決の宣告のみをする公判期日に関して特段の規定をしていないとはいえ、刑事訴訟規則において、その第二百十六条で、判決の宣告のみをする公判期日の召喚状には、その公判期日に判決を宣告をも記載しないる公判期日の召喚状には、その公判期第二百五十条におり控訴審に準囲さらない。被告人に対し判決の言渡期日を明確に了知せしめ、その利益を図ろは、刑事訴訟法第三百九十条に規定するように、控訴審を終結するように、対議審を終結するように、対議を終結するとので、被告人の不出頭のまるの書がは被告人ので、被告人の不出頭しておりないので、対議を終結するので、被告人の不出頭ので、の実益は一層大いのことを認めていて、対議を関係に対し、対策を表して、対策を表して、対策を表して、対策を表して、対策を表して、対策を表して、対策を表して、対策を表して、対策を表して、対策を表して、対策を表して、対策を表し、対策を表して、対策を表し、対策を表し、対策を表し、対策を表し、対策を表し、対策を表し、対策を表して、対策を表し、対策を表し、対策を表し、対策を表し、対策を表し、対策を表して、対策を表して、対策を表し、対策を表し、対策を表して、対策を表し、対策を表して、対策を表し、対策を表して、対策を表して、対策を表して、対策を表して、対策を表して、対策を表して、対策を表して、対策を表して、対策を表して、対策を表して、対策を表して、対策を表して、対策を表して、対策を表して、対策を表して、対策を表し、対策を表して、対策を表し、対策を表して、対策を表して、対策を表して、対策を表して、対策を表して、対策を表して、対策を表して、対策を表して、対策を表して、対策を表して、対策を表し、対策を表して、対策を表して、対策を表して、対策を表して、対策を表し、対策を表して、対策を表し、対策を表して、対策を表して、対策を表して、対策を表して、対策を表して、対策を表して、対策を表して、対策を表して、対策を表して、対策を表して、対策を表して、対策を表して、対策を表して、対策を表して、対策を表し、対策を表して、対策を表し、表し、対策を表し、対策を表し、対策を表し、表し、対策を表し、

第一回並びに第二回公判が開廷されており、被告人に対し第二回公判期日の召喚状が送達されておること前に説示のとおりであるから、申立人主張のごとく、控訴審の判決如何によつては上訴する意思があり、判決宣告の公判期日の召喚状の送達を待ち望んでいた程であるならば、その旨を弁護人に通知し、申立人の意のあるところを徹底せしめる等、判決の宣告を速かに了知し得べきあらゆる手段方法を講ずべき責務があつたものといわねばならない。

〈要旨〉してみると、申立人が前記被告事件について上訴期間を徒過した所以は、専ら被告人の便宜のために設けら〈/要旨〉れた前示刑事訴訟法第三百九十条の規定の趣旨を誤解したか、または訴訟の経過に対し被告人として当然持つべき注意義務を欠き、その国選弁護人と緊密た連絡をとること等自ら判決の宣告のあつたことをあるべき手段、方法を講ずることに万全でなかつたため、判決の宣告のあつたことを知らなかつたことに由るものと認めざるを得ないのである。そして被告人自身に決の宣告があつたことを知るべかりし責務は、前説示の如く、裁判所が判決宣告期日の召喚状にその旨の記載を遺脱した手落ちがあつたことにより何等の消長を来たすものではないから本件は上訴権者である申立人自身の責に帰すべき事由によって、上訴期間内に上訴をすることができなかつたものと云うに妨げなく、刑事訴訟法第三百六十二条に該当しないから、本件上訴権回復の請求は理由がない。よって主文のとおり決定する。

(裁判長裁判官 筒井義彦 裁判官 柳原幸雄 裁判官 岡林次郎)